富山市(富山県)

(2005年9月7日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日: 2005年4月1日	合併の方式:新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用:有(人口要件・市	旧富山市	
人口 (1): 420,804 人 (高齢化率 (2) 19.0%)	旧婦中町人が旧大沢野町	
議員数 (4): 48 人 (法定上限 46 人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ : 3,470 人	San A
財政力指数 ⁽⁶⁾ : 未算出	A Litture	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ : 158, 432, 316千	旧山田村(人)()(旧大山町)	
うち、地方税 64,610,922 千円、地方	交付税 21,820,843 千円	
合併特例債発行予定額 50,800 百万円/同	│	
産業構造 (9):第一次産業 2.9%、第二次産業	旧八尾町	

(出典) (1)(2)(9):2000年「国勢調査」。(3):2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。 (4):合併時の数。(5):2005年4月1日現在。(8):2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関 係 市町村	人口 (1)	高齢化 率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数	一般職員 数 ⁽⁵⁾	財政力 指数 ⁽⁶⁾	経常収支 比率 ⁽⁷⁾
旧富山市	325, 700 人	18.7%	208.81k m²	40 人	3,426 人	0.801	82.7%
旧大沢野町	22,642 人	19.1%	74.66k m²	16 人	245 人	0.510	79.1%
旧大山町	11,652 人	20.1%	572. 32k m²	12 人	193 人	0. 526	83.0%
旧八尾町	22, 322 人	23.1%	236. 86k m²	20 人	281 人	0. 455	78. 7%
旧婦中町	34,528 人	18.1%	68.04k m²	20 人	336 人	0.681	74.6%
旧山田村	2,037 人	29.3%	40. 92k m²	10 人	54 人	0. 102	83.6%
旧細入村	1,923 人	27.7%	40. 24k m²	8 人	39 人	0. 232	90.9%

(出典) (1)(2):2000年「国勢調査」。(3):2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4): 合併直前の定数。(5)(6)(7): 2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

- (1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化> 地方分権の推進、市民の広がる日常生活圏と行政ニーズの広域化、少子・高齢化の進行と人口減 少に対応した、力強く、スリムで効率的な行政体を目指すため。
- (2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整>
 - <最も重視したことの具体的な内容>

住民・議会に対する積極的な情報提供により理解を求めること。

(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>

<合併推進の具体的な活動>

法定協議会設置前に旧富山市長が富山地区広域圏の10市町村長を訪問し、合併協議会の 準備会への参加を要請。法定協議会設置後は、懸案事項について首長会議を行った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯

2003 年 1 月富山地域合併協議会設立準備会設置。法定協議会設立に向けて関係市町村間で確認書を取り交した。

(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議

該当なし

- (3) 合併関係市町村の従前のつながり
 - ④一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致
- (4) 合併の端緒

2001年7月、富山地域合併に関する研究会の開催(2002年2月まで5回開催) 富山地区広域圏構成11市町村で、合併のパターン、行財政運営・行政サービスに関する シミュレーションなどを調査・研究し、2002年3月に調査研究書を作成。

(5) 任意の合併協議会(設置していない)

構成メンバー運営上の工夫

(6) 法定協議会(設置期間:2003年4月1日~2005年3月31日)

住民発議等	有(直接請求・住民発議)・無
構成メンバー	首長、助役、議員各2名、住民各2名、学識経験者8名 計50名
	協議会は、原則公開とし、資料・議事録全てをホームページで公開した。
運営上の工夫	協議会の会議は、委員各位に議案の内容を十分検討いただく期間を設け
	るため、一旦提起した後、次回の協議会で正式協議することとした。

(7) 基本5項目(①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)

<協議を行ううえでの工夫>

法定協議会設置前の設立準備会において、合併の方式を新設合併とすることについて首長間で確認を行った。

<協議開始および決定の時期>

(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産) 協議開始: 03年4月 03年4月 03年4月 03年4月 03年4月 合 意: 03年5月 04年7月 03年11月 04年4月 04年6月

<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>

⑤財産の取り扱い

7市町村が所有する財産(債務を含む)及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする旨の決定はされたが、財政調整基金・減債基金については可能な限り取り崩さないとする申合せを行った。

<基本項目①「合併の方式」の決定理由>

新設 ・編入

広範な地域の大同団結によって、新しい魅力ある都市を市民とともにつくるため。

<基本項目②「合併の期日」の決定理由>

2005年4月1日合併

新市の歴史の始まった日として、市民の記憶に末永く深く刻まれること、年度を区切りに 新市の施策運営ができることから効率的であること、合併特例法に基づく財政支援が適用さ れることから。

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募 有 ・無

決定手続:新市の名称等検討委員会を設置。委員会での検討結果を協議会へ報告。

選定理由:県都として知名度が高く、これまでも富山地域として、歴史や文化を共有し、深 いつながりがあり、住民の一体感を醸成しやすい市名であるため。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> | 既存施設 ・新規建設

住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係、既存庁舎の収容能力を考慮した結果、 旧富山市役所を新市の事務所とした。

(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

新市の支所または出張所とした(名称:総合行政センター)

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし

(8)新市建設計画

計画の期間: 10ヵ年

新しい市が真に一つの自治体として、速やかに一体となる事を目指す必要があるため。 国の財政支援措置の期間を考慮。

<策定に当たっての工夫>

ホームページへの掲載や各地域における住民説明を開催するなど、情報提供に努めた。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

主要施策に基づく主要事業の抽出

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

新市においては、「共生・交流・創造」のまちづくりを基本理念とし、市民の夢や希望の実 現を目指し、6つの基本方針を設定して、施策の体系化を行った。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 構成各市町村の総合計画に位置づけている事業や、これから予想される大型事業について の調査を実施し主要事業とした。

	合併前 単位:百万円		財政計画			
	単位:日ガ月()は%	(2002年度) (1)	2005 年度	2009 年度	2014 年度	
歳	入合計	166, 170	165,000	159,000	159, 300	
	地方税	67, 942 (40. 9)	65, 700 (39. 8)	64, 400 (40. 5)	64, 000 (40. 2)	
	地方交付税	23, 209 (14. 0)	27, 700 (16. 8)	28, 900 (18. 2)	29, 600 (18. 6)	
歳	出合計	151, 959	165,000	159,000	159, 300	
	人件費	32, 119 (21. 1)	30, 100 (18. 2)	30,000 (18.9)	27, 700 (17. 4)	
	(参考:一般職員数)	(4,574人)				
	公債費	20, 057 (13. 2)	20, 800 (12. 6)	22,000(13.8)	21, 900 (13.7)	
	普通建設事業費	38, 148 (25. 1)	34, 700 (21. 0)	32, 300 (20. 3)	34, 000 (21. 3)	

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

行っていない。

線引き都市計画区域(旧富山市全域、旧婦中町の一部)、非線引き都市計画区域(旧3町)都市計画区域外(旧2村)。調整方針は、現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布(全10号。配布方法:全戸配布)
- ・住民説明会の開催(延べ93回開催、延べ8,000人参加)
- ・HPの開設(2003年5月開設、随時更新、アクセス数約90,000回)
- ・その他 (新聞・テレビ・CATV 等報道機関の活用、市役所出前講座への職員派遣)

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名 称): 八尾町の合併についての意思を問う住民投票

(時期):2004年8月8日

(対象者):18 才以上で町に住所を有する者(外国人含む)

(方 法): 投票方式・アンケート方式 (郵送・訪問)

(名 称):婦中町が富山地域6市町村と合併をすることについての町民意向調査

(時期):2004年8月8日

(対象者):20 才以上で町に住所を有する者

(方 法): 投票方式・アンケート方式 (郵送・訪問)

(12) 都道府県からの支援

財政支援:合併まちづくり推進ソフト事業補助 3,573千円

(13) 外部コンサルタントへの委託: 有・無

委託費	11,550 千円
委託内容	市町村建設計画策定業務委託

5. 合併の内容

(1)議員						
特例の適用	適用 有 (定数特例 (定数 48 人)・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無					
その理由	概ね人口基準とし、地域内の均衡を考慮した結果、新市の設置後最初					
ての座田	に行われる選挙につき、5つの選挙区を設け、定数を 48 人とした。					
(2)農業委員会の勢	員					
特例の適用	特例の適用 有 (2006年3月31日まで特例措置を適用)・無					
市町村合併に伴い、農業委員会の活動範囲が広域化するため。						
その理由	農委法第3条第2項の規定により新市に2つの農業委員会を置き、定数					
	は、合併特例法8条第1項に定めるところにより、それぞれ24人とする。					
(3) 三役						
旧富山市	市長は新市の市長、助役は新市の助役と退職(助役二人制)、収入役は退職。					
旧大沢野町	旧大沢野町 町長は新市の特別参与、助役は退職、収入役は総合行政センター所長。					
旧大山町	町長は新市の市議会議員、助役は県に復職、収入役は退職。					
旧八尾町	町長は新市の特別参与、助役、収入役は退職。					

旧婦中町	町長は新市の特別参与、助役は総合行政センター所長、収入役は退職。			
旧山田村	村長は新市の特別参与、助役は空席、収入役は退職。			
旧細入村	村長は新市の市議会議員、助役は空席、収入役は総合行政センター所長。			
(4) 一般職				
定員管理	<定数の削減>定員適正化計画を策定し、これに基づき職員数を削減する。			
	<新規採用の抑制>定員適正化計画に基づく新規採用の抑制。			
給与の調整 従来から同一の給与表を使用しており調整不要				
役職の調整	合併前の役職と同等又は同等以上の職に任用した。			

(5)組織・機構の整備方法

合併と同時に、部・課とも完全に統合。

簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織とするとともに、これまでの各地域における住民と行政との信頼関係を維持・発展させる機能を持つことが重要であることから、地域の行政拠点となる総合行政センター等を設置した。

(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法

富山市	小学校区毎に49箇所設置している地区センターは、引き続き設置。
大沢野町、大山町、八尾町、	小学校区単位を基本として地区センターを設置。
婦中町、山田村、細入村	

(7) 地域審議会等

設置の有無	有 (旧町村部に設置)・ 無
7. 办理由	旧町村の地域における新市建設計画の着実な実施及び各地域の意見等
その理由	を反映させるため。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法

	富山市、大沢野町	、婦中町	
		6~360 万円	
法人市町村民税均	大山町	5~360 万円	Hul 712 조사 그는) 는 상단
等割	八尾町	5~300 万円	制限税率に統一
	山田村	6~300 万円	
	細入村 5.	5~360 万円	
	富山市、大沢野町	、大山町、	
法人市町村民税法	婦中町、細入村	14.7%	制限税率に統一
人税割	八尾町	14.0%	前収税学に就一
	山田村	13.7%	
	富山市	1.4%	
	大沢野町、八尾町	、婦中町	2006 年度から 1.4%に統一。ただ
固定資産税		1.5%	し、2005 年度の税率は旧7 市町村
	大山町、山田村、	細入村	の税率を適用。
		1.6%	
	富山市 0.	3%	2006 年度から 0.25%とする。た
都市計画税	6 町村 課程	脱なし	だし、旧婦中町の市街化区域につい
			ては、2010年度まで課税しない。

		富山市	現行のとおり課税する。ただし、	
	事業所税	資産割 1 ㎡当たり 600 円	現在課税されていない旧 6 町村の	
	事 果 川 悦	従業者割 従業者給与総額の 0.25%	区域については、2010年度までは、	
		6 町村 課税なし	7分の1ずつ段階的に課税する。	
(9)上下水道使用料	(調整方針:上水道 旧富山市の料	金体系を基本に一元化	
	下水道 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)			
	上水道料金	合併時に水道使用料と簡易水道使用料の統一を図り、旧富山市の料金		
	上 // 担 / / 生	体系を基本に一元化する。		
	日市町村の料金体系を引き継ぐものとし、なるべく早い時期に適			
	下水道料金 原価計算を基に統一を図る。			
((10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:個々の項目で調整方針が異なる)			
	例外措置	特になし。		

(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針: 2005 年度から3 年度以内の期間は、不均一の保険料を賦課する)

	旧富山市		保険料	(3 方式)	2005年度から保険料(3方式)
(計)	旧大沢野町、	旧大山町	丁、旧婦	中町、	に統一
賦課徴収方法	旧山田村		保険税	(4 方式)	
	旧八尾町、旧	細入村	保険税	(3 方式)	
	旧富山市	8.7%			2005年度から3年度以内の期
	旧大沢野町	7.2%			間は、不均一の保険料とする。
	旧大山町	8.3%			不均一の保険料を賦課する
所得割	旧八尾町	6.0%			期間の保険料は、旧市町村ごと
	旧婦中町	7.3%			に基金等の状況に応じて段階
	旧山田村	7.0%			的に調整する。
	旧細入村	4.5%			
	旧富山市	なし			
	旧大沢野町	10.0%			
	旧大山町	30.0%			
資産割	旧八尾町	なし			同上
	旧婦中町	20.0%			
	旧山田村	10.0%			
	旧細入村	なし			
	旧富山市	26, 400	円		
	旧大沢野町	20,000	円		
	旧大山町	20,000	円		
均等割	旧八尾町	20,000	円		同上
	旧婦中町	18,000	円		
	旧山田村	19,000	円		
	旧細入村	15,000	円		

	旧富山市 30,000 円 旧大沢野町 23,000 円 旧大山町 23,000 円 旧八尾町 25,000 円 旧婦中町 23,000 円 旧山田村 23,000 円 旧細入村 17,000 円	2005年度から3年度以内の期間は、不均一の保険料とする。 不均一の保険料を賦課する 期間の保険料は、旧市町村ごとに基金等の状況に応じて段階的に調整する。	
(12)介護保険事業(調整方針:負担の低い方に合わせる)			
第1号被保険者の 月額の基準保険料	旧富山市 4,052 円 上婦負介護保険事務組合(旧6町村) 4,095 円	合併時に旧富山市の例により統合する。なお、2006年度以降の保険料については、新市において新たに策定する介護保険事業計画に基づいて算定する。	
(13) 電算システムの取扱い(合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)			
整備方法	整備方法 統合にあたっては、住民記録・税・福祉保健医療等のオンラインシュ を備方法 テムは、ターミナルサーバ方式とし、大量一括処理は、汎用機で行う。		
(14) 町・字の名称・区域			
名称・区域の変更	有・無		
町・字の区域については、変更なし。町・字名については、旧智			
変更した場合、そ	は変更なし、旧大沢野町・旧大山町及び	『旧細入村は、旧町村名を冠さな	
の内容と理由	い。旧八尾町・旧婦中町及び旧山田村に	こついては、大字の前にそれぞれ	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果:20,200百万円/ 10年間		
(2) 基本構想および	(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中(2005, 2006 年度の 2 ヵ年で策定)	
総合計画	策定作業中 (2005, 2006 年度の 2 ヵ年で策定)	

八尾町・婦中町及び山田を付した大字とする。

(3) 合併による効果

<①住民の利便性の向上>

旧町村地域において中核市事務を行うことにより、福祉・保健・都市計画等に関する手続きが迅速化され、行政サービスが向上する。また、各地域にある公共施設の有効利用が可能となる。

< ⑤行財政の効率化>

総務部門等の統合により、専門職員の増員が可能となり、多様化する行政ニーズに適確に対応した行政サービスの充実を図ることができる。

<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開>

行財基盤の強化により、広域的、長期的な観点に立った統一のとれたまちづくりが可能 になる。

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

旧町村役場を総合行政センターとし、窓口業務や相談業務を行うことで、旧町村が行っていたサービス水準を維持するとともに、小学校区単位を基本とした地区センターを旧町村にも設置し、窓口業務を行うことによって市民の利便性の向上を図った。

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

旧町村の地域に地域審議会を設置し、地域施策の推進について審議していただく。また、 新市の総合計画策定の際には、地域別のワークショップを立ち上げ、新市のまちづくりに 対し、意見や提言をしていただく。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

新市建設計画及び今後策定する総合計画に基づき、地域の特性を活かしたまちづくりを 推進していく。

(5) 残された課題

新市における一体感の醸成

合併後再編することとした事務事業の早期再編